

裁判所の情報公開手続

のことも知ろう！

01

裁判所の情報公開とは？

裁判所の保有する司法行政文書を開示する手続です。

02

情報公開の趣旨は？

裁判所は情報公開法の対象外ですが、国民に対する説明責任の観点から、要綱等を定めて手続を行っています。

03

誰が開示を申出できるの？

開示の申出は、目的を問わず、誰でもできます。

04

自分の情報を知りたいときは？

「保有個人情報開示手続」があります。

情報公開手続とは？

05

紙の文書だけが対象になるの？

紙の文書だけでなく、電子データも対象となります。

06

全ての文書が開示されるの？

裁判事務に関する文書、刊行物、最高裁判所図書館資料は原則として対象外です。

詳しくは裁判所ウェブサイトへ！



《裁判所ウェブサイト（情報公開・個人情報保護）》

https://www.courts.go.jp/about/jouhoukoukai_kojinjouhouhogo/index.html



情報公開手続の流れ

を見てみよう！



① 開示申出の受付

- 開示申出書を提出（郵送可、電話や電子メールは不可）
- 申出手数料は不要
- 受付窓口は最高裁秘書課や高地家裁総務課

② 回答案の検討

- 申出内容の整理・特定（紙文書、電子データ等）
- 文書の探索・特定（キャビネット、書庫、共有フォルダ等）
- 不開示情報の検討（個人に関する情報等）

③ 開示・不開示の通知

- 開示の申出があった日から、原則として30日以内に開示・不開示の通知
- 期限内に通知できない場合は、延長の通知
- 開示・不開示の通知を発した日＝苦情申出期間の起算日

④ 実施方法等申出の受付

- 開示通知を発した日から、原則として30日以内に実施方法等申出書を提出（郵送可、電話や電子メールは不可）
- 希望する実施方法（閲覧や写しの交付等）を記載
- 写しの交付には実施手数料の納付が必要

⑤ 開示の実施

- 閲覧や写しの交付等により実施
- 紙のほか、光ディスクに複製した写しの交付も可能
- 送料を負担すれば郵送による受領も可能

⑥ 苦情申出の受付

- 開示・不開示の通知から、原則として3か月以内に苦情申出書を提出（郵送可、電話や電子メールは不可）
- 受付窓口は最高裁秘書課

- ✿ 苦情申出の受付後、最高裁から「情報公開・個人情報保護審査委員会」に諮問し、同委員会で調査・審議された結果は、「答申」として出されます。
- ✿ 「答申」は裁判所のウェブサイトで公表されています。